

多摩都市計画生産緑地地区の変更(多摩市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類及び面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約23.80ha

第2 削除のみを行う位置及び区域

名 称		位 置	削除面積	備 考
番号	地区名			
153	和田	多摩市和田地内	約990m ²	地区の全部
計	1件		約990m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

公共施設等の用地又は買取り申出に伴う行為制限の解除により宅地等に転用され、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除する。

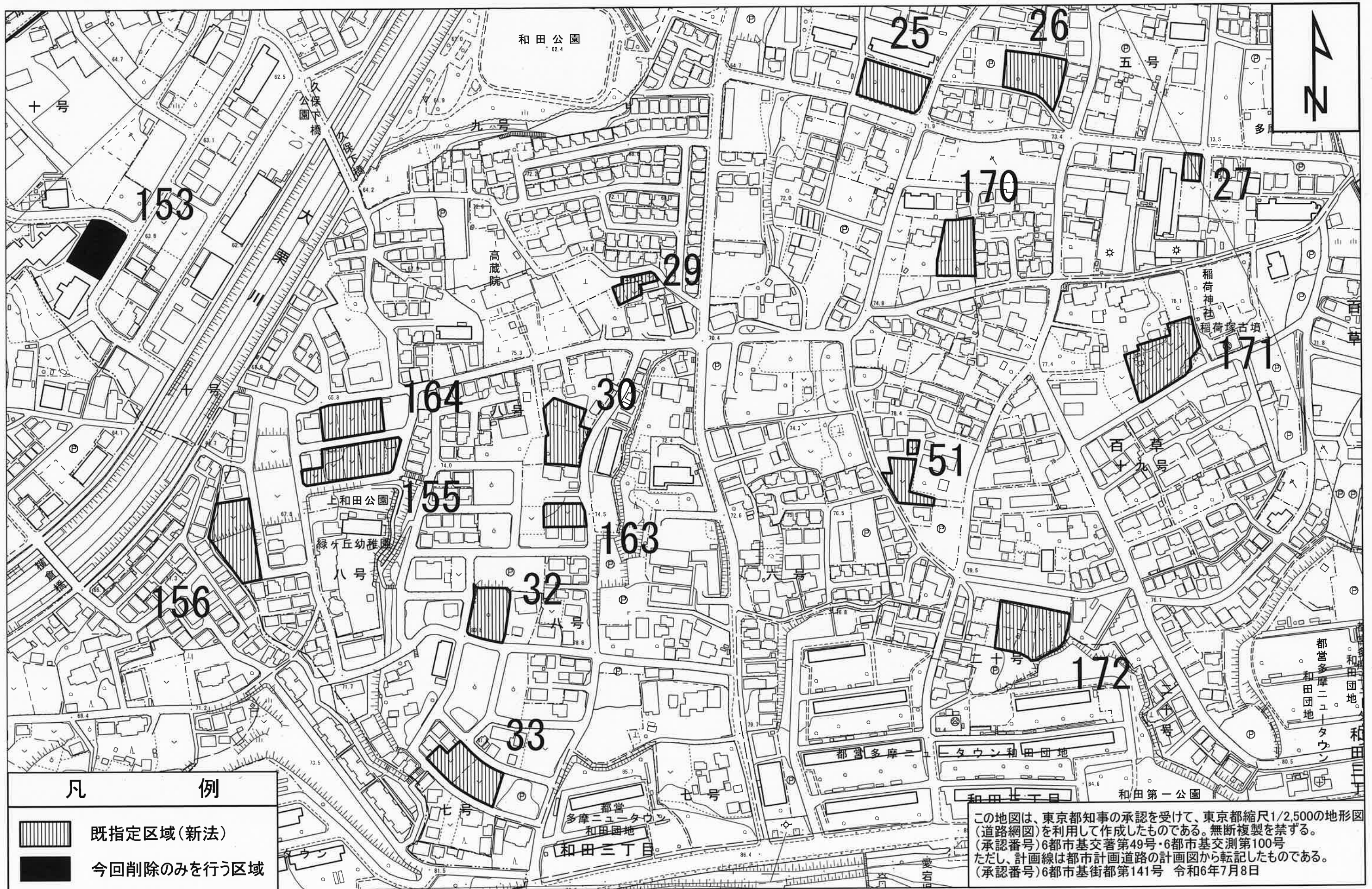
新旧対照表

番 号	変更前	位 置	変更内訳		変更後	摘 要
	面 積		削 除	追 加	面 積	
153	約990m ²	多摩市和田地内	約990m ²		約0m ²	地区の全部削除
変更のない地区	計125件 計238,020m ²				計125件 計238,020m ²	
計	126件 239,010m ²				計125件 計238,020m ²	23.80ha

変更概要

名 称	変 更 事 項
生産緑地地区	1 位置の変更 新旧対照表のとおり 2 区域の変更 計画図のとおり 3 面積の変更 126件 ⇒ 125件 約23.90ha ⇒ 約23.80ha

多摩市 09LD302 ・ 09LD311



縮尺 1:2,500

A horizontal scale bar with alternating black and white segments. Above the bar, the numbers 0, 50, and 100 are printed. Below the bar, the letter 'm' is printed, indicating meters.

令和6年12月作成

株式会社エイテック



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を利用して作成したものである。無断複製を禁ず。
（承認番号）6都市基文第49号・6都市基文第100号
ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。
（承認番号）6都市基街都第141号 令和6年7月8日

1 趣旨

令和 6 年度に多摩都市計画生産緑地地区を変更するにあたり、多摩市都市計画審議会の審議にかける前に、同審議会に事前の報告を行います。

今回の変更は、生産緑地法第 10 条に基づく買取申出の後に生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われたものについて、生産緑地地区の全部もしくは一部の区域を削除します。併せて、生産緑地地区の追加指定及び地籍調査による面積精査を行います。

2 生産緑地地区の概要（参考資料 1 p. 9）

参考資料 1 p. 9 は、生産緑地地区の追加指定や解除を行う場合の手続きのフロー図です。この図の黒太枠で示す部分において都市計画審議会でご審議いただきます。

（1）生産緑地地区の目的

生産緑地地区につきましては、平成 3 年の生産緑地法の改正に伴いまして、平成 4 年から指定の始まった制度です。都市部に残されている農地の計画的な保全を図り、良好な都市環境を確保していくものです。

（2）生産緑地地区の指定対象

生産緑地法により、市街化区域内にある一団のものの区域にある農地等で、面積が 500㎡以上であるなどの、一定の要件を満たすものを生産緑地に指定することができます。平成 30 年度の実生産緑地法及び都市計画運用指針等の改正により、市町村は指定対象の下限面積等を緩和できるようになりました。多摩市は平成 30 年度に多摩市生産緑地地区指定基準の改正等を行い、下限面積を 300㎡とし、一団のものの区域の考え方を緩和しました。

なお、一団のものの区域とは、多摩市生産緑地地区指定基準において、物理的に一体的かつ地形的なまとまりを有した区域を基本としています。区域内に複数の筆や所有者が存在することや、道路や水路等が介在することも認めています。その他、個々の農地等の面積がおおむね 100㎡以上かつ当該農地等と最も隣接する農地等の距離が 800m 以内であるものも一団のものの区域としています。

（3）生産緑地地区の指定の手続き

生産緑地地区の指定は、土地所有者からの申請を受けた市が都市計画法の手続きを行い決定します。参考資料 1 p. 9 において、フロー図の一番上から、緑色で網掛けしている部分が追加指定の手続きです。

（4）生産緑地地区の削除の手続き

生産緑地法第 10 条では、生産緑地について、所有者が市長に買取申出ができることについて、規定しています。

買取申出には、要件が定められています。生産緑地地区の指定から 30 年を経過した場合や、主

たる農業従事者の死亡、若しくは農業従事が困難になる身体の故障など、国土交通省令で定めるものに至った場合には、買取申出ができます。

買取申出があった場合は、市は特別な事情がない限り時価で買い取る旨が生産緑地法に明記されていますが、1ヶ月以内に買い取るか否かを申出者に通知し、買い取らない場合には、農業委員会を通じて農業希望者へ斡旋をします。買い取り希望者がいない場合には、生産緑地法第14条により、買取申出から3ヶ月を経過した後に生産緑地地区内における行為の制限が解除され、農地以外への転用が可能となります。

行為の制限が解除された生産緑地地区は、市が都市計画法の手続きを行い削除します。参考資料1 p. 9において、フロー図の橙色で網掛けしている部分が削除の手続きです。

3 今回の多摩都市計画生産緑地地区の変更について（資料1 p. 1～5）

資料1 p. 1～5は、今回の多摩都市計画生産緑地地区の変更についての、計画書、新旧対照表、変更概要、計画図です。

（1）計画書（資料1 p. 1）

生産緑地地区の変更の内容を示しています。

【第1 種類及び面積】

今回の削除、追加及び面積精査を行った場合の市内の生産緑地地区の合計面積を示しています。今回の変更により、多摩市の生産緑地地区の面積は、約23.80haになります。

【第2 削除のみを行う位置及び区域】

このたび削除する生産緑地地区を示しています。今回の削除の対象になる生産緑地地区は、計1件、約990㎡になります。全部削除のため、地区数は1件減です。

<表の見方>

「番号」列は、生産緑地地区の地区番号を示しています。

「地区名」列、「位置」列は、削除対象の生産緑地地区の所在を示しています。

「削除面積」列は、削除する生産緑地地区の面積を示しています。

「備考」列は、削除する生産緑地地区が全部か一部かを示しています。

今回削除される計1件は、令和5年7月から令和6年5月までに生産緑地指定から30年の経過を理由に生産緑地の買取申出がなされ、令和6年12月までに行為の制限解除に至るものです。

（2）新旧対照表（資料1 p. 2）

生産緑地地区の変更の前後の状況を示しています。

今回の変更により、生産緑地地区は、126件239,010㎡から125件238,020㎡になります。なお、このうち変更のない生産緑地地区は、125件238,020㎡です。

＜表の見方＞

「番号」列は、生産緑地地区の地区番号を示しています。

「変更前 面積」列は、変更を行う生産緑地地区の変更前の面積を示しています。

「位置」列は、変更を行う生産緑地地区の所在を示しています。

「変更内訳 削除」列は、削除する生産緑地地区の削除分面積を示しています。

「変更内訳 追加」列は、追加する生産緑地地区の追加分面積を示しています。

「変更後 面積」列は、変更を行う生産緑地地区の変更後の面積を示しています。

「摘要」列は、削除または追加する生産緑地地区が全部か一部かを示しています。また、面積精査を行った生産緑地地区は、その変更分面積を示しています。

※表の下から2行目については、この度の変更では「変更のない地区」の件数と面積を示しています。また、表の一番下の行については、市内の生産緑地地区についての変更前後の件数と面積を示しています。

(3) 変更概要(資料1 p. 3)

資料1 p. 1～2の計画書と新旧対照表をまとめています。「2 区域の変更」において「計画図のとおり」となっていることについては、資料1 p. 4のことです。

(4) 計画図(資料1 p. 4)

計画図において、黒い太線で囲った部分が生産緑地地区の区域を示しています。区域において縦線で示す箇所は既に指定をしている部分、橙色で示している箇所は今回削除をする部分です。

【資料1 p. 4】

生産緑地地区番号153番の区域を示しています。

地区番号153番は、図の中央上部にある和田公園の西南側に位置します。

橙色で囲まれている部分が当該地区から削除する部分です。

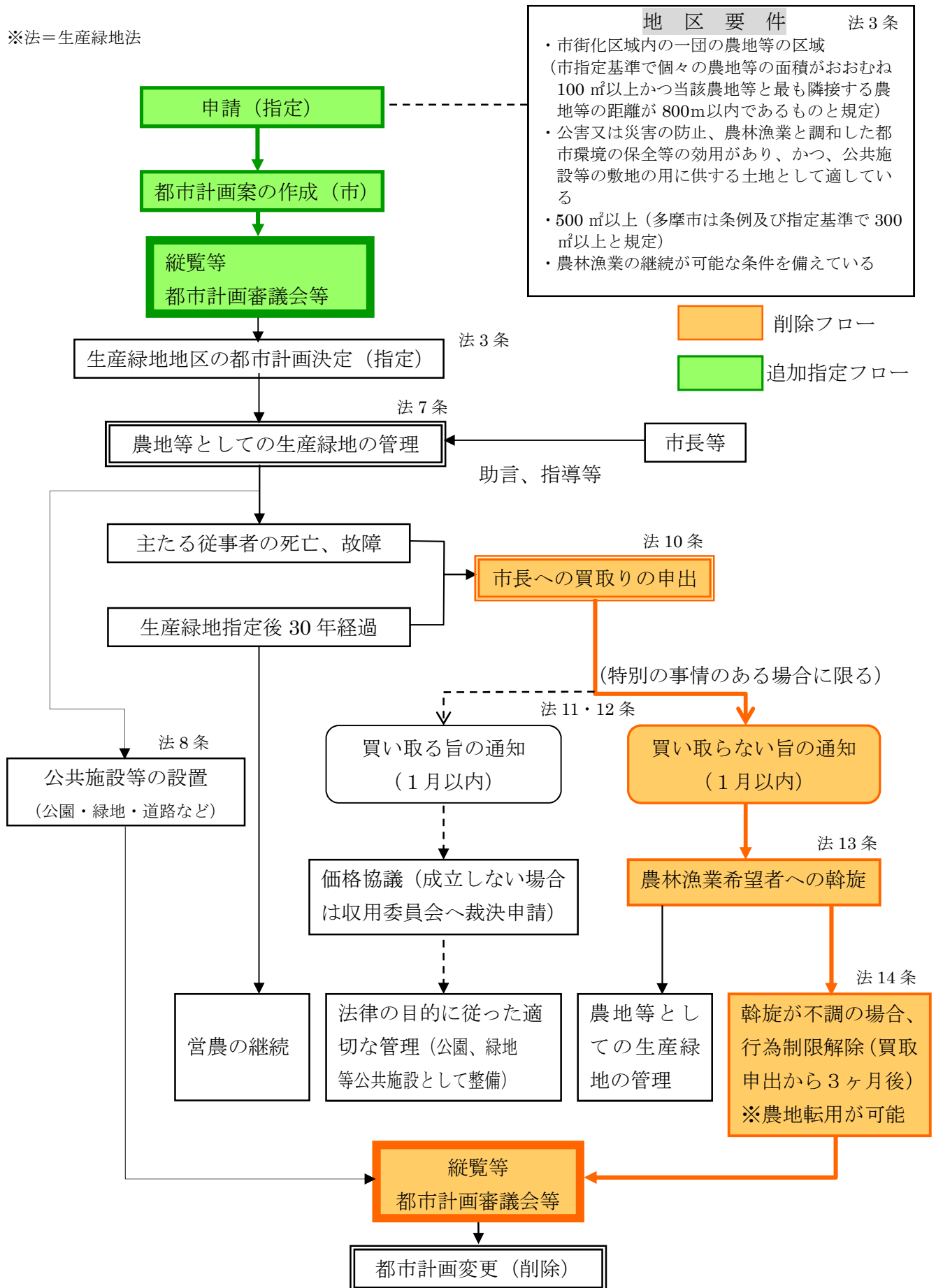
なお、参考資料1 p. 10は、削除する生産緑地地区の現況写真です。

4 今後の予定について

本件につきまして、本都市計画審議会の答申をいただいた上で、12月上旬を目途に都市計画変更の告示を行う予定です。

生産緑地地区に係る手続きの概要

※法＝生産緑地法



多摩都市計画生産緑地地区の変更について（現況写真）

1. 生産緑地地区の削除

地区番号 1 5 3

和田地内

- ・ 指定から 30 年経過
- ・ 地区の全部を削除



申請後の状況（令和 5 年 1 2 月）



行為制限解除後の状況（令和 6 年 7 月）

協議結果通知書

多摩市長
阿部 裕行 殿

令和6年8月5日付6多都都第509号で協議のあった多摩都市計画生産緑地地区の変更に係る都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議については、都として意見はありません。

令和6年8月30日

東京都知事 小池 百合子
（公印省略）



令和 6 年 9 月 2 7 日
都 市 計 画 課

縦覧等の経過

多摩都市計画 生産緑地地区の変更

実施日又は機関	内容	備考
令和 6 年 9 月 1 2 日 ～ 令和 6 年 9 月 2 6 日	都市計画法第 17 条の規定に基づく 都市計画案の縦覧 (意見書の提出は令和 6 年 9 月 2 6 日まで)	縦覧者 0 名 意見書 無し

6 多都都第 7 2 4 号
令和 6 年 1 0 月 3 日

多摩市都市計画審議会
会長 中 林 一 樹 殿

多摩市長 阿 部 裕 行



都市計画の変更について（付議）

このことについて、都市計画法第 1 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり付議します。

記

都市計画の種類及び名称

多摩都市計画生産緑地地区

